

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		会議室等の利用
根拠条例・規則等名		さいたま市岩槻人形博物館条例・さいたま市岩槻人形博物館条例施行規則
条 項		条例 7 条・規則第 4 条
所 管 部 課		スポーツ文化局 文化部 岩槻人形博物館 (電話：048-749-0223)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	次のいずれかに該当すると認めるときは、会議室等の利用を許可しない。 (1)博物館等の設置の目的に反するとき。 (2)公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (3)会議室等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 (4)前各号に掲げるもののほか、会議室等の管理上支障があるとき又は市長が適当でないときと認めるとき。
	設定等年月日	令和 2 年 2 月 22 日設定 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	1 週間
	設定等年月日	令和 2 年 2 月 22 日設定 年 月 日最終改正
備 考		